

令和8年度ツキノワグマ被害防止連絡会議

時間：令和8年4月7日（火）午後1時～1時15分

場所：第3応接室（本庁舎3階）、オンライン

出席：知事、農林水産部、危機管理部、県警察本部

〔リモート参加〕市町村、JA、森林組合、鳥取県猟友会
生活環境部、子ども家庭部、輝く鳥取創造本部
総合事務所

次第

- 1 知事あいさつ
- 2 クマ類を巡る国（環境省）の対応
- 3 近年のツキノワグマの出没状況等
- 4 本県の対応状況
- 5 市町村へのお願い
- 6 県民等への注意喚起

1

クマ類を巡る国（環境省）の対応

○令和6年4月16日 環境省はクマ類は集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、「指定管理鳥獣」に指定（四国個体群を除く）

（今まで）ニホンジカ、イノシシ + クマ類

○令和8年4月3日、環境省は、クマ類の保護管理ガイドラインを改訂

<主な改正概要>

- 従来の「維持・増加」を基本とした考え方から、「維持・減少」を含む管理へと方針を見直し
- 成獣個体数400頭以上の個体群については、軋轢防止につながる目標個体数を設定した上で、捕獲上限をなくす。

※国方針では、中国地方は現状維持

- ゾーニング区分を見直し、市街地等と農地等を統合した「排除エリア」を設定し、当該エリアに出没するクマは問題個体として捕殺する。

2

ツキノワグマ対策の経過

<平成3年（1991年）～平成19年（2007年）>

県の対応:保護が基本

- H3 環境省の哺乳類レッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定。
- H14 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で、「希少野生動植物種」に指定。
- H19 「ツキノワグマ保護管理計画の策定（計画期間：H19.10.15～H24.3.31）」
- H22 大量出沒（449件）、死亡事故の発生（用瀬町）

<平成23年（2011年）～平成28年（2016年）>

H23 保護管理計画の見直し

県の対応:駆除も含めた
個体数管理

- ・有害捕獲の学習放獣を中止し、原則殺処分

H24 「ツキノワグマ保護管理計画」の策定（計画期間：H24.4.1～H29.3.31）

<平成29年（2017年）～>

H29 鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画の策定
（計画期間：H29.4.1～H34.3.31）

- ・ゾーニング管理導入、クマによる被害として「精神的被害」を追加

R4 県版レッドリストからツキノワグマを削除
鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画を策定
（計画期間：R4.4.1～R9.3.31）

- ・保護（第一種）から管理（第二種）へ方向転換

3

近年のツキノワグマ出沒状況（国内）

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
出沒件数(件)	20,887	12,743	11,135	24,348	20,513	49,916 (R8.1末まで)
人身被害(件)	158	88	71	198	82	215 (R8.2末まで)
死亡者数(人)	2	1	2	4	3	11

○R7年度は、特に**東北と北陸**で出沒が過去最多

ツキノワグマによる人身被害は東日本を中心に215件発生、死亡者11名（R8年2月末時点）

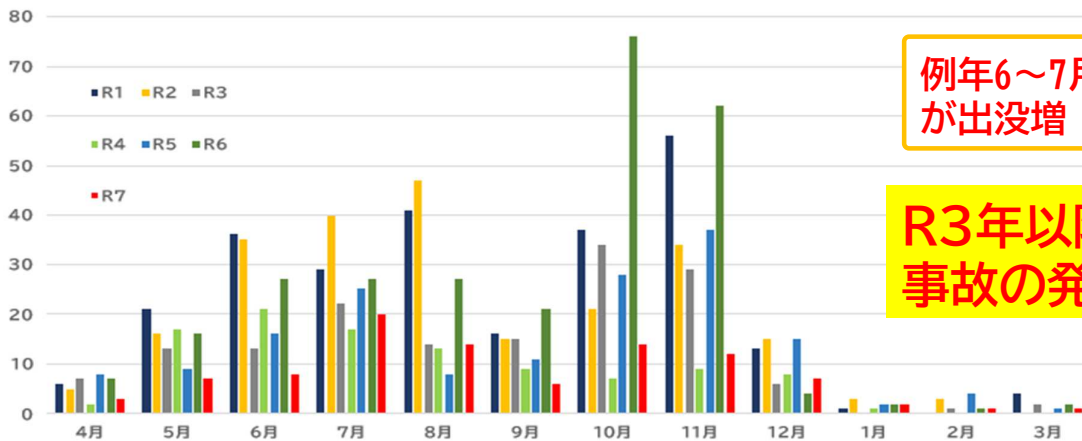
○西日本では、R6年度が最多出沒、R7年度は平年よりも少ない状況。

○クマ類の緊急銃猟（R7年9月～）は、全国で57件（11道県。主に東北・北陸地方）

4

県内のツキノワグマ出没状況等

年度	(件数)													堅果類（ドングリ）結実状況			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	ブナ	ミズナラ	コナラ	クリ
R1	6	21	36	29	41	16	37	56	13	1	0	4	260	大凶作	並作下	並作上	並作下
R2	5	16	35	40	47	15	21	34	15	3	3	0	234	凶作	並作下	凶作	凶作
R3	7	13	13	22	14	15	34	29	6	0	1	2	156	豊作	並作上	並作上	凶作
R4	2	17	21	17	13	9	7	9	8	1	0	0	104	並作上	並作上	並作上	並作下
R5	8	9	16	25	8	11	28	37	15	2	4	1	164	凶作	並作下	並作下	並作下
R6	7	16	27	27	27	21	76	62	4	2	1	2	272	並作下	並作下	大凶作	凶作
R7	3	7	8	20	14	6	14	12	7	2	1	1	95	凶作	大豊作	大豊作	並作上
東部	2	5	8	11	7	4	6	5	6	2	1		57	↑※10/15調査終了速報値（結実状況）			
中部	1	1		2	1	1	1						7				
西部		1		7	6	1	7	7	1			1	31				

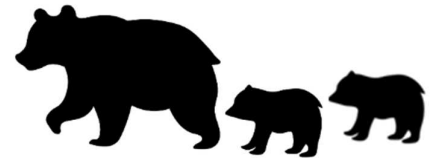


例年6～7月、10～11月
が出没増

R3年以降、県内では
事故の発生なし

春～夏に想定されること

ゴールデンウィークの頃：
子連れのクマが冬眠穴から出てくる



⇒子グマは小さく、母グマは子グマを守ろうと攻撃的に。
子グマには絶対に近づかない！

R7のドングリ類豊作の影響

- ・繁殖率の向上→産子数増加
- ・山にドングリが多く残っているため、クマは山に滞在
⇒山に入る場合（登山や山菜採り等）には、特に注意！

6月：繁殖期に入り、(若い)個体の行動域が拡大

昨年2月に生まれた子グマは親離れの時期
繁殖期でもあり、若い個体を中心に、行動域が拡大
⇒普段クマの目撃が少ない地域でも、遭遇に注意！

県の対応（1）

クマの出没に強い地域づくり

～クマから人・ものを守り、安全安心な集落活動、営農活動等につなげましょう！～

R8年4月1日 鳥獣対策課内にクマ対策室(3名体制)を新設

- ・ **市町村、クマ出没集落に対し、現場に寄り添った指導**
(出没対応・追い払いの技術指導、誘引物除去、緩衝帯によるゾーニング環境整備、野生動物自動判別カメラ等ICTを活用した監視体制支援など)
- ・ **地元学習会の開催と個別相談対応**
- ・ 痕跡判別
(クマorクマ以外による動物)
- ・ ドングリ類豊凶調査

等



県の対応（2）

放任果樹伐採支援の強化

- ・ 秋田ほか東北地方での昨年度の事例、事業効果を踏まえ、放任果樹伐採支援を強化・拡充
- ・ クマを誘引する恐れのある柿などの**放任果樹伐採支援の強化**

ツキノワグマ等総合対策推進事業のうち放任果樹伐採 R8当初分3,959千円

○補助率の拡充による**地元負担軽減**(R7当初**3/4** → R8当初**5/6**)

○R8年4月以降**集落の放任果樹状況を緊急点検**にクマ対策室も協力するとともに、**早期伐採への支援**を実施

【R7伐採事例】八頭町北山地区



住宅街の柿の木に2頭のクマが出没(岩手県岩泉町)

県の対応（3）

市町村の緊急銃猟実施体制の構築支援

1 ツキノワグマ出没対応（緊急銃猟含む）マニュアルの作成支援

- 「鳥取県ツキノワグマ等出没対応マニュアル」及び「市町村版ツキノワグマ等出没対応マニュアル（ひな形）」の作成、公表（R7年12月）

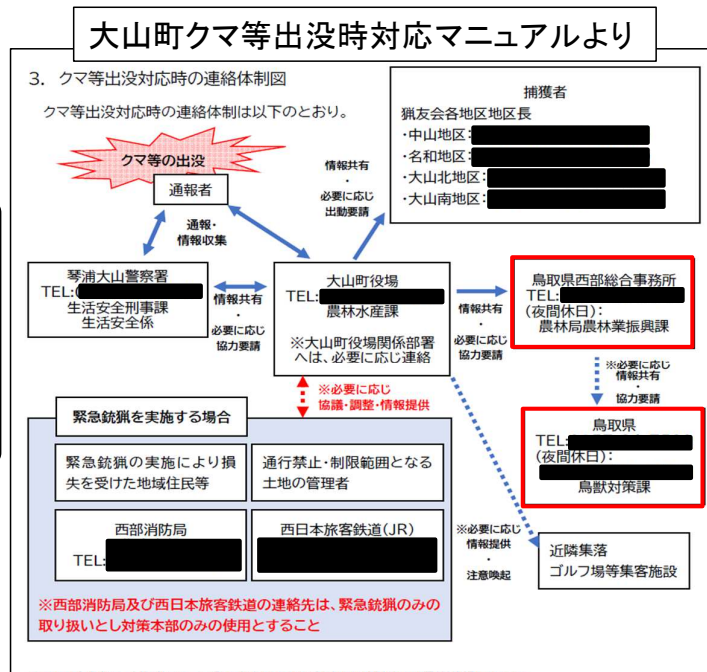
- 市町村出没対応マニュアル（緊急銃猟含む）の早期作成への指導、助言

作成済：7市町（鳥取市、若桜町、智頭町、三朝町、大山町、伯耆町、江府町）

作成中：3町

作成予定：6市町

検討中：3市町村



県の対応（4）

2 出没対応実地訓練、緊急銃猟実施者育成研修等の開催

- 市町村独自の人材育成のための研修や訓練の伴走支援
- 市町村、捕獲者、警察向けの緊急銃猟実施者育成研修や実地訓練による出没時対策の人材育成
- 捕獲者向けの射撃技能確認講習会による射撃技能向上支援

<当面のスケジュール>

- 参集範囲：市町村、捕獲者、警察
- 4月20日（月） 捕獲対応・追い払い研修会
 - 動物駆逐用煙火を用いた追い払い技術の習得
- 6月 緊急銃猟実施者育成研修会
 - 緊急銃猟制度の理解とクマが人の日常生活圏内で居座った場合を想定した机上演習の実施
- 7月 緊急銃猟実地訓練
 - クマが人の日常生活圏内に出没した際の通報から安全確保措置、銃猟の実施、事後処理までの手順を実地で訓練。



育成研修会での机上演習 (R8年2月)



実地訓練 (R7年11月)

3 クマ人材データベース等による捕獲者の確保支援

- クマ人材データベースの登録によるハンターの地域間での融通体制の強化
 - 現在の登録者：15市町、89名
- 県職員ハンターによる市町村への緊急銃猟実施支援

県の対応（5）

一般県民への注意喚起

【新聞広告】 4月23日(木)

・日本海新聞 ・山陰中央新報

【安心トリピーメール】

出没情報の発信

【ラジオスポットCM】 5月

・BSSラジオ：10回 ・FM山陰：20回

【テレビ】 5月2日(土)放映

#キニナルとっとり+

「クマとの遭遇に注意！」

【クマ出没マップ（とりネット）】

出没位置と
時期をマップ化



クマを学ぼう会 withしろくま室長

地域の皆さんでもっとクマのことを勉強してみませんか！

＜地域でできる取組＞

★クマの生態に基づく共存の可能性、出没対応・追い払いの技術習得、放任果樹など誘引物調査や除去、緩衝帯によるゾーニング環境整備など



クマ対策室
しろくま室長
西 信介

- 市町村・集落に寄り添いながら、クマの出没に強い地域づくりを進めます！
- クマのことを正しく知って、正しいクマへの対応をしましょう。

市町村へのお願い（1）

- 新年度の連絡体制や緊急時に必要な対応の再点検・確認をお願いします。

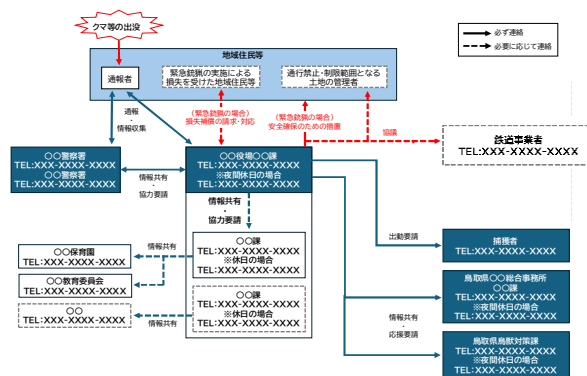
＜緊急時連絡先＞

鳥獣対策課（24時間対応）

0857-26-7656

090-6832-2231

（夜間休日 0857-26-7111）



- クマの出没に強い地域づくりを進めるため、積極的にクマ対策室をご活用ください。

- 痕跡判別
- 集落等への現地指導や学習会の開催
- 技術指導、伴走支援 等



市町村へのお願い（２）

春の山菜採りや登山等、山野へ立ち入る機会が多くなります

- 地域の周辺住民、自治会、観光客、学校等関係者等に対し、**クマの出没や事故防止に関する注意喚起、情報提供**をお願いします。
- クマの目撃情報が寄せられた場合は、鳥獣対策課・各総合事務所、警察と情報共有し、人身事故発生を防止するため**迅速な対応**をお願いします。
 - **現地確認、パトロール巡回等の実施**
 - 出没情報のあった場所の周辺での**防災無線や看板設置等による注意喚起**

13

捕獲従事者へのお願い

シカ、イノシシを捕獲する捕獲従事者は、捕獲作業中にクマに遭遇しないよう、**安全に配慮して捕獲作業を実施**してください。

（１）わなの設置

- やぶの中など、見通しが悪い場所や登山道など人通りのある場所付近へのわな設置は避ける。
- 周辺でクマの痕跡が確認された時は、わなの作動を停止する。
- くくりわなの根付は生木とし、直径は20cm以上のものとする。
- 携帯電話の電波受信状況を確認する。

（２）わなの見回り

- 見回りは原則毎日行い、捕獲個体がクマを誘引しないように速やかに処理する。
- クマが来ている可能性も想定して見回り時は慎重に近づく（車内から確認など）。
- クマ撃退スプレー等を携行する。複数人で見回りをする。
- クマを錯誤捕獲した際は速やかに市町村に連絡する。

14

県民の皆様へのメッセージ（１）

春の行楽シーズンを迎え、山菜採りや登山等で山野へ立ち入る機会が多くなります。クマによる人身事故を防止するためには、**クマと遭遇しないことが最も重要**です。

特に春～初夏はクマの行動に注意してください

- 出産後の子連れの母グマが冬眠穴から出てきます。
母グマは子グマを守ろうと攻撃的行動をとることが多いため、より一層注意が必要です。
子グマが単独でいても、すぐ近くに母グマがいる可能性が高いため、**近づかず、速やかにその場から離れてください。**
- **初夏（６月頃）は繁殖期**に入り、異性を求めて**活動範囲が広がります。**

15

県民の皆様へのメッセージ（２）

クマを目撃したり、痕跡（足跡等）を発見したら、最寄りの市役所・役場か警察にお知らせください。

- 山林近くでは、
 - ① **クマ除け鈴、笛、ラジオなどで大きな音を出しながら行動**する（クマに人の接近を知らせて遭遇回避）。
 - ② **夕方から早朝にかけて一人での外出は避ける。**（散歩、ランニング等）
 - ③ 携帯電話の電波受信状況を確認する。
- **庭先や農地周辺の、柿などの不要な木は伐採**する。
- 生ゴミ、廃棄野菜・果実、食料品、ペットフード等の**誘引物を屋外に放置しない。**（田畑、キャンプ時を含む）
- クマと出会った場合は、**慌てず背を向けずにゆっくり後退して、その場を去る。**

16